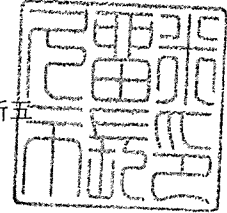


社会教育指導員及び地域活動指導員用パソコン機器貸借の業務について、下記のとおり条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び久留米市契約事務規則（昭和50年久留米市規則第9号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき公告する。

令和6年6月7日

久留米市長 原口 新五



1. 入札に付する事項

- (1) 業務名：社会教育指導員及び地域活動指導員用パソコン機器貸借
- (2) 業務場所：久留米市諏訪野町1830-6（えーるピア久留米3階）
- (3) 業務内容：「社会教育指導員及び地域活動指導員用パソコン機器貸借仕様書」のとおり
- (4) 貸借期間：令和6年9月1日から令和11年8月31日まで

ただし、当市の歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合、当市はこの契約を解除することができる。

- (5) 予定価格：月額16,544円（うち消費税及び地方消費税の額1,504円）

2. 入札に参加する者に必要な資格

入札参加できる者は、入札参加資格確認申請書の提出締切日において、次に掲げる全ての要件に該当する者でなければならない。

- (1) 市内の本店または営業所に技術者を1名以上有する者。
- (2) 令和3・4・5年度久留米市競争入札参加資格（物品）を有する者で、OA機器を優先順位の1位としている者。
- (3) 久留米市指名停止等措置要綱（平成6年久留米市庁達第6号）に基づく指名停止を受けていないこと。

3. 契約条項を示す場所

市民文化部 生涯学習推進課（えーるピア久留米3階）

4. 入札参加資格の確認

「社会教育指導員及び地域活動指導員用パソコン機器貸借」に関する条件付一般競争入札参加資格審査申請要領のとおり

5. 入札方法

「社会教育指導員及び地域活動指導員用パソコン機器貸借」に関する条件付一般競争入札実施要領のとおり

6. 開札

- (1) 日時：令和6年7月5日（金） 10時00分
- (2) 場所：えーるピア久留米 2階 209研修室
- (3) その他：「社会教育指導員及び地域活動指導員用パソコン機器貸借」に関する条件付一般競争入札実施要領のとおり

7. 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金

久留米市契約事務規則第6条及び第7条による。

(2) 契約保証金

契約金額を1年間当たりの額に換算した額の100分の10以上。

但し、規則第27条に該当する場合は免除する。

8. 入札の無効

「社会教育指導員及び地域活動指導員用パソコン機器貸借」に関する条件付一般競争入札実施要領のとおり

9. その他

- (1) 「社会教育指導員及び地域活動指導員用パソコン機器貸借」に関する条件付一般競争入札実施要領、及び「社会教育指導員及び地域活動指導員用パソコン機器貸借」に関する条件付一般競争入札参加資格審査申請要領の閲覧は、市民文化部生涯学習推進課（えーるピア久留米3階）及びインターネット上の本市公式ホームページにて掲載。
- (2) 売主指定のリース会社を介して貸借契約をする場合は、当市、リース会社及び売主との3者契約形態をとることが出来るものとする。

10. 事務局

久留米市民文化部生涯学習推進課